

NPOのひろば



2015. April No. 74

巻頭インタビュー 34

NHK 解説委員

後藤千恵さん



特集

くらしと人権

社会を照らす鏡

社会をつくる原動力 — 新しい社会の構築と企業・行政とのパートナーシップの確立をめざして

事例1

高齢者が安心して暮らすために 一人ひとりの生前・死後の生活をサポート

特定非営利活動法人 暮らしサポートひだまり協議会

「二人ひとりが自分らしい生き方を実現する」ことはもちろん重要であるが、そのためには「一人ひとりが安心して生活できる」環境があることが必要なのではないだろうか。

無縁社会といわれて久しい。「身寄りがいない」「人ばかりではなく、「身寄りがあっても遠くにいる」「身寄りが高齢で身元保証人になれない」「地域に知人がいない」といったように、近隣に何かの時に頼ることができない人がいない一人暮らしの高齢者が増えてきている。そのため、身元保証人がいないので病院に入院することすらできないといったケースも増えてきている。そうした状況に対し

て、生前・死後に関わらず家族や地域の代わりとなって、一人ひとりの暮らしに寄り添い支える特定非営利活動法人暮らしサポートひだまり協議会（以下、ひだまり協議会）の理事の伊藤さんにお話を伺った。

孤立化する一人暮らし高齢者

高齢化は、過疎地域における課題のみならず、今や都市部においても深刻な課題となっている。人口の高齢化もさることながら、核家族化などの要因により一人暮らし高齢者の数が増加しているうえ、家族関係や地域のつながりの希薄化が

進んだ結果、高齢者の孤立死・孤独死が増加し、大きな社会課題になっている。

こうした状況に対して、高齢者自身はどう感じているのか。内閣府の「平成26年度版高齢社会白書（全体版）※1」によれば、誰にも看取られることなく、亡くなったあとに発見されるような孤立死（孤独死）を身近な問題だと感じる人の割合（注：「とても感じる」「まあ感じる」とした者の合計）は、60歳以上の高齢者全体では2割に満たないが、単身高齢世帯に絞って見ると4割を超えている。孤立死（孤独死）を身近に感じている一人暮らし高齢者は、決して少なくないことが見て取れる。高齢者が一人では安心して暮らせない社会になっているのかもしれない。

地域で高齢者が安心して暮らしているには何かを考え、活動を始める



亡くなった方のお仏壇の供養、処理の仕方など、専門知識は多岐に渡る。



お墓参りを代行した際には、仏前に持参した花束を置き、手を合わせ、線香をあげる

とから、便利業者や運送業者が副業として実施する場合も多かったという。しかし、なかには、法外な費用を遺族に請求したり、整理した後の遺品を不法投棄したりする業者があるなど、遺品整理業の社会的な信頼を失わせるような事例が散見されるようになった。そこで、業界の健全化を目指しモラル低下の是正とサービス技術の向上を図るため、これまで遺品整理業に携わってきた関係者等によって、一般社団法人遺品整理士認定協会（以下、協会）が設立された。そして、協会では、遺品整理の専門家養成のため、「遺品整理士」という民間の認定資格をつくった。遺品整理士として認定を受けるためには、協会指定の講座を受講し、遺品整理の取り扱い手順や遺族への向き合い方、遺品整理に関わる法規制等の知識を学ぶとともに、なによりも遺品ひいては故人への敬意の心を身につける必要がある。遺品整理士と認定された人は現在全国に約6000人いるという。「協会としては、単に数を増やすのではなく、遺族の方に気遣いができ、最後まで故人や遺族の心に寄り添った遺品整理ができる人を増やしていくことが最も重要なことだと考えています」と伊藤さんは語る。

亡くなった後の遺品整理以前に取り組めることがあるのではないかと感じるようになった。「自分が亡くなったときにまわりに迷惑をかけたくないのだから整理しておきたい」という高齢者からの声を多く聞くようになったこと、あるいは遺品整理の相談を受けてきたなかで、高齢者や一人暮らしの方、あるいはシングルマザーのように、周辺に手助けを受けにくい人たちが安心して暮らすための生活サポートの必要性を感じるようになったことなどから、孤立しがちな方たちやご家族との縁が薄い方たちなどに生前からかわる方法はないだろうか、と考えるようになったのだ。そこで同じような意識をもっていた遺品整理士認定協会のメンバーが中心となって検討を重ねた結果、平成26年6月に北海道千歳市にひだまり協議会を立ちあげた。ここでは、8つのサポートを事業として行っている。（右下参照）

これらの事業は「本人の意思表示を尊重し」「家族代わって」「必要な支援をしてこそ、その人その人が安心して生活できる「暮らしサポート」になる、という考え方にねざしている。

これらの事業を進める上で、協議会では多様な関係者と連携している。たとえば、弁護士や士業の方との連携はもちろん、協議会が保証人を代行することから病院や介護事業所、そこにかかわる行政や社会福祉協議会、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー等の理解は欠かせない。また、葬儀や納骨を代行することから、葬儀社・納骨堂などとの関係も重

■ひだまり協議会の8つのサポート事業

- 【遺品整理・生前整理】**
遺品整理・片付け、不用品の処分・廃棄／身の回りの整理・相談
- 【身元保証】**
賃貸住宅や有料老人ホームなどの福祉施設への入居や病院への入院・転院の際の身元保証
- 【施設入居保証】**
入居準備のお手伝いから、入居を希望する住宅、施設へ訪問される際の立会い、入居後の住宅・施設での安否確認
- 【万一の時の支援業務】**
危篤時・死亡時の駆け付け、希望した連絡先への訃報連絡、ご遺体の引き取り・手配
- 【生活支援】**
役所手続き代行、各種証明書の申請代行・各種保険手続き
- 【ペット支援業務】**
ペットの管理・相談、死亡した際のペットの引き取り先の相談
- 【葬儀・納骨支援】**
葬儀一式の準備、喪主の代行、生前の意志に則り、指定された場所、方法で納骨
- 【成年後見】**
任意後見制度の利用、法定後見制度の利用
（団体HPより抜粋。＊預託金が発生する【万一の時の支援業務】は現在準備中）

「暮らしサポート」の役割

伊藤さんは、身近な人間関係や地域内のつながりのあり様に危機感を持つ。

「遺品整理も暮らしサポートも、かつては家族や地域であたりまえのこととして行われていたことでしたが、いまはその前提が崩れているように感じます。以前は困った時にはまわりの人たちが助けてくれたけども、近所付き合いが減って、コミュニティのつながりが弱くなってきたこともあり、近隣で頼れる人・相談できる相手がいないうちが多くなっています。その分、遺品整理認定士や生

特定非営利活動法人
暮らしサポートひだまり協議会 理事
一般社団法人 遺品整理士認定協会 事務局長
伊藤 友勝

亡くなった実兄の遺品整理をしたことをきっかけに、遺品整理の重要性を認識。一般企業の営業を経て、遺品整理士認定協会へ転職。遺品整理士認定協会の事務局長としての業務をこなす傍ら、遺品整理の現場対応にも取り組む。年間500社以上の運営相談、600件以上の遺族の遺品整理に関わる相談・紹介業務を扱っている。平成26年から現職。

（※1）「平成26年度版高齢社会白書（全体版）」
6 高齢者の生活環境「〇孤立死と考えられる事例が多数発生している」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1_2_6.html

たのがひだまり協議会だ。

「遺品整理業」からはじまった活動

ひだまり協議会のユニークさは、遺品整理業にルーツをもつところにある。故人の部屋の片付けや清掃・不用品の処分などの遺品整理は、一般的には故人の遺族やその関係者が行わう。しかし近年、遺品整理業者が遺品整理を委託するケースが増えてきているという。その背景には、身寄りがいない人やあっても縁の薄い人たちが孤立死（孤独死）するケースの増加や、家族が遠方にいるため故人の居住地に滞在して整理する時間がないため業者委託する、といったケースが増えていることがあるようだ。

当初、遺品整理業には、法的な枠組みはなく、特別な許可も必要としないことから、便利業者や運送業者が副業として実施する場合も多かったという。しかし、なかには、法外な費用を遺族に請求したり、整理した後の遺品を不法投棄したりする業者があるなど、遺品整理業の社会的な信頼を失わせるような事例が散見されるようになった。そこで、業界の健全化を目指しモラル低下の是正とサービス技術の向上を図るため、これまで遺品整理業に携わってきた関係者等によって、一般社団法人遺品整理士認定協会（以下、協会）が設立された。そして、協会では、遺品整理の専門家養成のため、「遺品整理士」という民間の認定資格をつくった。遺品整理士として認定を受けるためには、協会指定の講座を受講し、遺品整理の取り扱い手順や遺族への向き合い方、遺品整理に関わる法規制等の知識を学ぶとともに、なによりも遺品ひいては故人への敬意の心を身につける必要がある。遺品整理士と認定された人は現在全国に約6000人いるという。「協会としては、単に数を増やすのではなく、遺族の方に気遣いができ、最後まで故人や遺族の心に寄り添った遺品整理ができる人を増やしていくことが最も重要なことだと考えています」と伊藤さんは語る。

亡くなった後の遺品整理以前に取り組めることがあるのではないかと感じるようになった。「自分が亡くなったときにまわりに迷惑をかけたくないのだから整理しておきたい」という高齢者からの声を多く聞くようになったこと、あるいは遺品整理の相談を受けてきたなかで、高齢者や一人暮らしの方、あるいはシングルマザーのように、周辺に手助けを受けにくい人たちが安心して暮らすための生活サポートの必要性を感じるようになったことなどから、孤立しがちな方たちやご家族との縁が薄い方たちなどに生前からかわる方法はないだろうか、と考えるようになったのだ。そこで同じような意識をもっていた遺品整理士認定協会のメンバーが中心となって検討を重ねた結果、平成26年6月に北海道千歳市にひだまり協議会を立ちあげた。ここでは、8つのサポートを事業として行っている。（右下参照）

これらの事業は「本人の意思表示を尊重し」「家族代わって」「必要な支援をしてこそ、その人その人が安心して生活できる「暮らしサポート」になる、という考え方にねざしている。

これらの事業を進める上で、協議会では多様な関係者と連携している。たとえば、弁護士や士業の方との連携はもちろん、協議会が保証人を代行することから病院や介護事業所、そこにかかわる行政や社会福祉協議会、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー等の理解は欠かせない。また、葬儀や納骨を代行することから、葬儀社・納骨堂などとの関係も重

伊藤さんは、身近な人間関係や地域内のつながりのあり様に危機感を持つ。「遺品整理も暮らしサポートも、かつては家族や地域であたりまえのこととして行われていたことでしたが、いまはその前提が崩れているように感じます。以前は困った時にはまわりの人たちが助けてくれたけども、近所付き合いが減って、コミュニティのつながりが弱くなってきたこともあり、近隣で頼れる人・相談できる相手がいないうちが多くなっています。その分、遺品整理認定士や生

たのがひだまり協議会だ。

「遺品整理業」からはじまった活動

ひだまり協議会のユニークさは、遺品整理業にルーツをもつところにある。故人の部屋の片付けや清掃・不用品の処分などの遺品整理は、一般的には故人の遺族やその関係者が行わう。しかし近年、遺品整理業者が遺品整理を委託するケースが増えてきているという。その背景には、身寄りがいない人やあっても縁の薄い人たちが孤立死（孤独死）するケースの増加や、家族が遠方にいるため故人の居住地に滞在して整理する時間がないため業者委託する、といったケースが増えていることがあるようだ。

当初、遺品整理業には、法的な枠組みはなく、特別な許可も必要としないこ

活の困りごとのサポートをする事業の需要は今後も、ますます増えていくことが予想されますが、それはそれで悲しい部分でもあるのです。」

現在、ひだまり協議会の活動の多くは、拠点のある北海道域内に限られているが、今後は全国の団体と連携し、支援の仕組みを広げていきたいと言う。

ひだまり協議会のような「暮らしサポート」は、人の生死と向き合う大変な活動ではあるが、「一人ひとりが『安心して『生きる』こと』『一人ひとりが『安心して』終わりを迎えられる』ことを支える、今後暮らしの中で欠かすことのできない支援だと言えらるだろう。」

取材・文 岡本泰志（事務局）